

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

米国株券の信用取引代用有価証券への追加等に伴う  
受託契約準則の一部改正について

本所は、「受託契約準則」の一部改正を行い、本年7月16日<sup>1</sup>から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、米国株券を信用取引の委託保証金の代用有価証券として用いることへのニーズが顕在化してきたこと等を踏まえ、市場利用者の利便性の向上を目的として、所要の対応を行うものです。

I. 改正概要

(1) 米国株券の信用取引代用有価証券への追加

- ・米国の金融商品取引所に上場されている外国株券等について、信用取引における委託保証金代用有価証券に追加することとします。
- ・代用価格は、前述の金融商品取引所における前日の最終価格を正会員が指定する為替相場により円貨に換算した価格に、100分の60<sup>2</sup>を乗じた額とします。

(備考)  
・第29条第2項、  
第3項

(2) 米ドルによる信用取引に係る委託保証金の差入れ

- ・米ドルによる信用取引に係る委託保証金の差入れを可能とします。
- ・米ドルにより差し入れられる委託保証金の金銭の額については、正会員が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格に100分の95を乗じた額とします。

・第28条の2第1項、  
第2項

(3) その他

- ・発行日決済取引についても、同様の取扱いとすることとします。

・第21条

II. 施行日

2019年7月16日<sup>1</sup>から施行します。

以上

<sup>1</sup> やむを得ない事由により、施行予定日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行することとします。

<sup>2</sup> 当該最終価格が、差入時の直近のものである場合には、100分の70とします。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用等)</p> <p>第21条 <u>第28条の2</u>及び第29条の規定は、発行日決済取引に係る<u>委託保証金として差し入れる金銭の種類及び委託保証金の有価証券による代用について準用する。</u></p>	<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第21条 第29条の規定は、発行日決済取引に係る委託保証金の有価証券による代用について準用する。</p>
<p>(委託保証金として差し入れる金銭の種類等)</p> <p><u>第28条の2</u> 前条に規定する委託保証金として差し入れることができる金銭は、円貨又は米ドルとする。</p> <p><u>2</u> <u>米ドルにより差し入れられる前条に規定する委託保証金(同条に規定する受入保証金を含む。)</u>の金銭の額については、正会員が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格に100分の95を乗じた額とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第6条の規定により米国証券取引委員会(U.S. Securities and</u></p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(新設)</p>

Exchange Commission)に登録されている金融商品取引所に上場されている外国株券等（新投資口予約権証券及び投資法人債券に類する証券を除く。以下この条において同じ。）100分の60（次項第5号に規定する時価が差入時の直近のものである場合にあっては、100分の70）

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 前項第14号に規定する外国株券等

同号に規定する金融商品取引所における終値又は気配相場（正会員が指定する外国為替相場により円貨に換算した価格とする。）

#### 付 則

1 この改正規定は、2019年7月16日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2019年7月16日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(新設)